

議第四十二号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一十七の二の表中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第百五条第一項」を「第百六十三条の五十九第一項」に、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「の容積率」を「又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さ」に、「建替えマンション容積率制限特例許可申請手数料」を「再生マンション容積率等制限特例許可申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提 案 説 明

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、建替えマンション容積率制限特例許可申請手数料について、要除却等認定を受けたマンションの建替えによる新築又は更新がされるマンションの各部分の高さに係る制限の特例の許可の申請に対する審査を対象に加える等のため、この条例を定めようとする。

